

# 個人市民税減免該当簡易判定表

1 納期限前、かつ未払いの税額ですか？

いいえ

はい

2 減免申請したい理由が現在継続していますか？

いいえ

はい

3 減免申請したい理由を、次の(1)~(8)の中から選んでください。

## (1) 生活保護

申請日現在、生活保護受給者である。

【必要書類】

生活保護手帳又は生活保護決定通知書。

はい

減免対象税額の  
全額を減免

いいえ

## (2) 疾病等

ア 昨年中の合計所得金額が340万円以下である。  
イ 今年(1月~12月)の合計所得見込額が、扶養人数に応じた所得割の非課税限度額の1.2倍以内である。  
ウ 疾病・負傷等により2か月以上就労できない。  
エ 申請日現在、無職又は休職中で収入がない。

【必要書類】(無職の場合⇒①~③:休職中の場合⇒①,②,④)

①源泉徴収票又は給与明細書(今年1月以降のもの)など、所得の内容が分かる書類。②申請日前1か月以内に交付された医師の診断書。③雇用保険受給資格者証、離職票、解雇通知書(いずれか1点)。④給与が支払われていないことを証する会社の証明書。

いいえ(1つでも非該当)

はい  
(全て該当)

減免対象税額  
について、今年  
の合計所得  
見込額に応じ、  
5/10~全額の  
割合で減免

## (3) 失業等

雇用期間の満了による失業、自己都合による失業・廃業等は対象外です。

ア 昨年中の合計所得金額が340万円以下である。  
イ 今年(1月~12月)の合計所得見込額が、扶養人数に応じた所得割の非課税限度額の1.2倍以内である。  
ウ 解雇・倒産等による失業である(申請日現在もその状態が継続している)。

【必要書類】

①源泉徴収票又は給与明細書(今年1月以降のもの)など、所得の内容が分かる書類。②解雇・倒産等による失業であることを証する書類(雇用保険受給資格者証又は離職票<sup>注</sup>、解雇通知書、倒産に係る書類など)。  
③:離職事由コードが「11(雇用期間の満了により離職した場合を除く)」、12、22、31、32であるものに限る。

はい  
(全て該当)

いいえ(1つでも非該当)

## (4) 学生・生徒

ア 昨年中の合計所得金額が340万円以下である。  
イ 今年(1月~12月)の合計所得見込額が、135万円以下である。  
ウ 所得税法第2条第1項第32号イからハに該当する学生である。

【必要書類】

①源泉徴収票又は給与明細書(今年1月以降のもの)など、所得の内容が分かる書類。②市が指定する書式による在学証明書。

はい  
(全て該当)

減免対象税額の  
全額を減免

いいえ(1つでも非該当)

## (5) 天災等による 住宅・家財の 損害

家財のうち、現金、有価証券、書画、美術品、貴金属、自動車等は対象外です。

ア 損害金額がその住宅又は家財の価格の3/10以上で、かつ昨年中の合計所得金額が1,000万円以下である。  
イ 損害を受けた住宅・家財の所有者が、納税義務者本人かその配偶者又は扶養親族<sup>\*</sup>である。

\*配偶者…地方税法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者に限る。  
扶養親族…地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族に限る。

ウ 被害を受けた日から起算して1年以内に到来する納期に係る税額である。

【必要書類】

①住宅又は家財の損害の程度が分かる書類。②被災証明書。③固定資産税の納税通知書(課税明細書が付いているなど、住宅の所有者が分かるものに限る。)

はい  
(全て該当)

減免対象税額  
について、損害  
金額及び昨年  
中の合計所得  
金額に応じ、  
1/8~全額の  
割合で減免

いいえ(1つでも非該当)

## (6) 納税義務者の相続人

ア 納税義務者の死亡に伴う当該納税額の納付に当たり、その相続人が減免申請理由(1)~(5)、(7)、(8)のいずれかに該当する。

イ 納税義務者が死亡した日以後に到来する納期に係る税額である。

はい

該当する理由  
(1)~(5),(7),(8)へ

いいえ(1つでも非該当)

## (7) 天災等による 障害者

ア 天災等に起因して障害者<sup>\*</sup>としての認定を受けた者である。

\*障害者…地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者に限る。

イ 被害を受けた日から起算して1年以内に到来する納期に係る税額である。

【必要書類】

①被災証明書。②身体障害者手帳又は地方税法施行令第7条に規定する障害の範囲に該当していることが分かる書類。

はい

減免対象税額の  
全額を減免

いいえ(1つでも非該当)

(8) 冷害等による農作物の減収 ⇒ お問合せください。

旭川市税務部市民税課  
電話:25-5786(直通)

\*申請日が1~5月の場合は「昨年」を「一昨年」に、「今年」を「昨年」に置き換えてお読みください。

減免非該当